委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	狭山市		
4. 届出番号	2		
5. 独自利用事務の事例番号	9–1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/topics/mynumber/index.html		

執行機関名

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	狭山市こども医療費支給条例(昭和48年条例第22号)によるこども医療費の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)第4条及び別表第1の3の項による狭山市こども医療費支給条例(昭和48年条例第22号)によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法第1条	狭山市こども医療費支給条例第1条
り事務の趣言又は日的	第1条 全て児童は、 <u>児童</u> の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の <u>健やかな成長及び発達並びにその自立</u> が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、 <u>こどもの保健の向上と福祉の増進を</u> 図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		狭山市こども医療費支給条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	狭山市こども医療費支給条例第6条第2項		
	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	こども医療費の受給資格の登録の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	狭山市こども医療費支給条例第3条第1号		
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係るこども又は保護者に係る生活保護実施関係情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	狭山市こども医療費支給条例第3条第1号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係るこども又は保護者に係る住民票関係情報		

備考	